# 生徒心得

この生徒心得は、学則ならびに教育方針にのっとり、本校生徒としての誇りと自覚をもって健全な学校 生活を送るために、自主的かつ自律的に守り励行しなければならない大綱を示したものである。

## 1 学習

- (1) 学習は生徒の本分であり、学校生活の中心となるものであるから、意欲をもって積極的に取り組み学力の充実・伸長につとめる。
- (2) 教室は清潔・整頓に留意し、落着いた雰囲気の学習の場であるように心掛ける。

## 2 登下校

- (1) 登校は8時35分までとし、8時40分よりホーム・ルームを行う。
- (2) 下校時刻は下記のとおりとする。 月曜日~金曜日 16時55分
- (3) 16 時 55 分以降残留する必要のある場合は関係職員に届け出て、その指示にしたがう。特別な場合以外は、部活も含めて 19 時までに全員下校する。又、早朝登校する場合についても同様の扱いとする。
- (4) 登校後は、授業終了までの外出は認めない。やむを得ない事情により外出しなければならない場合は、学級担任又は関係職員の許可を得る。
- (5) 下校の際は、清掃・整頓・戸締り・消灯をし、火気には十分注意する。
- (6) オートバイ・原付・自動車を運転して又は同乗しての登下校をすること、校外での部活動等に 参加することを禁止する。
- (7) 土曜・日曜・祝日・休日の登校は認めない。ただし、部活動等のために登校する場合は別の規定による。

## 3 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課があらかじめ明らかな場合は、事前に学級担任に届け出る。
- (2) 事前の届けなしに欠席するときは、当日8時25分までに電話・伝言等により学級担任に連絡し、登校の際学級担任に届け出る。
- (3) 欠席が10日以上にわたる場合は、理由書を添えて届け出る。 なお、疾病による場合は医師の診断書を添付する。 長期欠席期間中は随時その状況を学級担任に連絡する。
- (4) 親族が死亡したときは、次の日数の忌引休暇を受けることができる。

父母 8日 祖父母・兄弟姉妹 3日 伯・叔父母・曾祖父母 1日 遅刻したときは学級担任に居は出る。なお、授業中においては授業担当者に裏中を申し

- (5) 遅刻したときは学級担任に届け出る。なお、授業中においては授業担当者に事由を申し出て授業を受け、その授業終了後学級担任に届け出る。
- (6) 早退する場合は学級担任に届け出て許可を得る。
- (7) 授業・諸事情において見学する場合は、授業担当者あるいは学級担任に届け出て許可を得る。
- (8) 病気等で早退・欠課・保健室休養を要する場合は、養護教諭又は関係職員の指示を受ける。

## 4 生活一般

- (1) 常に高校生として自覚をもって良識ある行動をとる。
- (2) 礼儀をわきまえ、生徒相互間も挨拶を交わすよう心掛ける。
- (3) 服装は服装規定によるが、華美な服装は慎む。清潔・質素で常に端正を旨とし、やむを得ぬ理由により所定の服装ができない場合は、学級担任に届け出て許可を得る。
- (4) 飲酒・喫煙・その他法規に反する行為、本校生徒としての品位を傷つける行為があってはならない。
- (5) 校内の掲示及び放送による伝達にはよく注意する。
- (6) 所持品には必ず学年・組・氏名を明記する。必要以上の金銭・高価な物品・授業や部活動等に関係のない物品、危険物等は持参しない。なお貴重品の所持・保管については十分注意する。

- (7) 金品の紛失・盗難・拾得の場合は、速やかに学級担任又は関係職員に届け出る。
- (8) 生徒間の金銭の貸借、物品の販売・幹旋等をしてはならない。
- (9) 次の事項は、あらかじめ関係職員に届け出て許可を得る。
  - ア 校内において集会・対外試合・その他の行事を催す場合
  - イ 学校名を用いて校外での集会・競技会・発表会・会議・催しものに参加する場合
  - ウ 掲示、印刷物、出版物の配布等をする場合、ただし、生徒会・部活動関係に関する場合は生 徒会の定めるところによる。掲示の期間は原則として1週間とする。
  - エ 募金活動をする場合
  - オ 校内放送をする場合
- (10) 校舎内外の清掃・整頓・後始末は全員あるいは交替で分担して行う。
- (11) 火気の使用は原則として禁止する。やむを得ず使用するときは、関係職員の許可を得て指示に 従う。エアコン、ストーブの使用はそれぞれの使用規定による。
- (12) スイッチ・防災・救助器具等に必要もなく手を触れてはならない。
- (13) 特別に学校の施設・校具・備品等を使用する場合は、あらかじめ関係職員に願い出て許可を受ける。
- (14) 学校の施設・校具・備品・その他公共物を破壊又は汚損した場合は、速やかに関係職員に届け 出て指示を受ける(原状回復の費用は本人負担とする)

### 5 休暇中の登校

- (1) あらかじめ届け出てある休暇中の活動計画以外に登校する場合は、登校生徒名簿に所定事項を記入し、指定された教室を使用する。その際は制服で登校する。
- (2) 登下校の時刻は原則として8時30分より16時55分とする。

#### 6 校外生活

- (1) 身分証明書は常に携帯し、本校生徒としての自覚を持ち、節度ある言動をとる。
- (2) 外出の際は家人に行先・同行者・帰宅時刻を告げ、保護者同伴の場合以外は遅くとも 21 時までに帰宅する。
- (3) 高校生にとって好ましくない場所への出入りはしない。
- (4) 旅行・外泊・登山・キャンプ・スキー等保護者の承認を得て学校に届け出る。冬季の登山は禁止する。
- (5) アルバイトをする場合は、学業に支障のない範囲とし業務内容も不適切なものにならないよう、 保護者とよく相談して承認を得て行い、学校に届けを提出する。
- (6) 休暇中の心得については別に指示する。

### 7 諸願・届出

- (1) 願・届は原則として学校長宛とする。
- (2) 願・届は別表(生徒手帳参照)に掲げる手続きによる。

#### 8 日課表

8:40~8:45	S · H · R
8:50~9:40	1 校 時
9:50~10:40	2 校 時
10:50~11:40	3 校 時
11:50~12:40	4 校 時
$12:40\sim 13:25$	昼休み
13:25~14:15	5 校 時
14:25~15:15	6 校 時
15:20~	S・H・R, 清掃
15:25~16:15	7 校 時
16:20~	S・H・R, 清掃